# 入札説明書

1　発注工事の概要

| | |
|---|---|
| 工事名 | 青木内浜幹線改築その３工事 |
| 工事場所 | 米子市冨士見町二丁目、錦町一丁目及び角盤町二丁目地内 |
| 工期 | 契約の締結の日から平成２９年６月３０日まで |
| 工事内容 | 下水道管更生（複合管）　内径１０００ｍｍ　線路延長　４５９．８ｍ<br>管渠延長　４５２．３ｍ |
| 予定価格 | １１２，０２１，９２０円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 最低制限価格 | 次の計算式により算出された額。ただし、当該算出された額が予定価格の１０分の８に満たないときは、予定価格の１０分の８に相当する額とする。<br>（直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費×９／１０＋一般管理費×５／１０）×１．０８ |
| 契約保証金 | 請負代金の１０分の１以上 |
| 前払金 | 請負代金の１０分の４以内 |
| 部分払又は中間前払 | 米子市建設工事執行規則（平成１７年米子市規則第１０６号）の規定に基づく部分払制度又は中間前金払制度のいずれかを契約締結時に選択。 |

2　入札参加資格者

入札参加資格者は、市長が定める平成２７年度及び平成２８年度の建設工事指名競争入札参加資格（登録区分は、土木一式工事（一般）とする。）を有する単独企業で、次の表の左欄に掲げる項目について、同表の右欄に定める条件の全てを満たす者とする。

| | |
|---|---|
| 工法 | 本件工事に係る管渠に適用しようとする下水道管渠の更生工法について、公益財団法人日本下水道新技術機構（旧財団法人下水道新技術推進機構）が定める建設技術審査証明事業（下水道技術）実施要領に基づく審査証明書の交付を受けていること。 |
| 配置技術者 | この表の工法の項に定める更生工法に関する講習を受講した技術者で、かつ、申込者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、入札参加申込みの日の３か月以上前から継続しているものをいう。以下同じ。）にある者を、本件工事に専任で配置することができること。 |
| 現場代理人 | 申込者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を、本件工事に専任で配置することができること。 |
| 住所要件 | 米子市内に本店又は営業所（平成２８年１２月２０日現在で、契約の締結に関する権限についての年間委任状が、米子市に提出されているものに限る。）を有すること。 |
| 指名停止 | 入札参加申込みの時点において、米子市建設工事等指名競争入札参加資格者 |

| | |
|---|---|
| | 指名停止措置要綱（平成１７年１２月２１日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。 |
| 経営状況 | 破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。 |
| その他 | 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定により入札参加資格を有しない者でないこと。 |

３　設計図書の販売等

本件入札における設計図書の販売については、次のとおりとする。なお、入札者は、必ず当該設計図書の購入をすること。（図面は、米子市ホームページからダウンロードすることはできない。）

| | |
|---|---|
| 販売場所 | （有）山陰コピーサービス<br>電話　０８５９－３２－７２３０　　ＦＡＸ　０８５９－３５－０６６９<br>※購入希望者は、必ず事前に米子市ホームページ掲載の申込書様式にてファクシミリで販売店に申込むこと。なお、申込み後の購入キャンセルはできない。 |
| 販売期間 | 平成２８年１２月２２日（木）から平成２９年1月１７日（火）までの日の午前９時から午後４時まで。ただし、次の日は除く。<br>（１）日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日<br>（２）販売場所の休業により、平成２８年１２月３０日（金）から平成２９年１月４日（水）まで |
| 販売価格 | １３０円（図面のみの金額） |

４　設計図書に対する質問及び回答

| | |
|---|---|
| 質問先 | 米子市総務部入札契約課<br>ＦＡＸ　０８５９－２３－５３６８<br>※質問事項を記載した書面（様式第４号）をファクシミリで送付のこと。 |
| 受付期間 | 平成２８年１２月２２日（木）から平成２９年1月１７日（火）までの日（米子市の休日を定める条例（平成１７年米子市条例第４号）第２条第１項に規定する市の休日を除く。）の午前９時から午後４時まで |
| 回答方法 | 米子市ホームページに順次掲載。なお、質問がなかった場合には、掲載はしない。 |

５　入札参加申込みの期限等

| | |
|---|---|
| 申込期限 | 平成２９年1月１６日（月）午後４時 |
| 申込場所 | 鳥取県米子市加茂町一丁目１番地　米子市総務部入札契約課<br>電話　０８５９－２３－５３６４ |
| 提出書類 | 次の書類を、入札説明書に基づき各１部を持参の上、提出すること。 |

| | |
|---|---|
| | （１）入札参加申込書（様式第１号）<br>（２）配置予定技術者調書（様式第２号）<br>（３）資本的関係等確認調書（様式第３号）<br>※提出書類様式電子データ（ワード形式）の希望者は、総務部入札契約課（keiyaku@city.yonago.lg.jp）まで、電子メールにて、工事名を明記の上、「提出書類様式希望」と送信すること。 |
| 指名通知 | 平成２９年１月１７日（火）に、入札参加申込者に対し、ファクシミリにより審査結果を通知の予定。<br>なお、次のいずれかの要件に該当するときは、指名を行わないものとする。<br>（１）入札参加資格者としての条件を満たさないとき。<br>（２）市が発注している工事（その瑕疵修補等の工事を含む。）の施工が著しく遅れているとき。<br>（３）賃金及び下請代金の支払並びに労働福祉の状況が著しく不健全であると認められるとき。<br>（４）市長が公共工事の受注者としてふさわしくないと認めるとき。<br>（５）本件入札において、次のいずれかの関係にある入札参加希望者があったとき。ただし、この場合にあっては、本入札参加資格での経営事項審査において、最も高い点数を保有する者のみを指名するものとする。<br>ア　入札参加希望者が他の入札参加希望者の議決権保有者（その会社の総株主又は総社員の議決権の４分の１を超える議決権を保有する者をいう。以下同じ。）である関係<br>イ　入札参加希望者と他の入札参加希望者が、同一の会社の議決権保有者である関係<br>ウ　入札参加希望者の取締役（会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を含む。以下同じ。）が他の入札参加希望者の取締役を兼ねている関係<br>エ　入札参加希望者の取締役と他の入札参加希望者の取締役が、同一の会社の取締役を兼ねている関係<br>オ　その他上記の関係に準ずる関係 |
| その他 | 配置予定技術者について、同時期に発注される米子市の他の競争入札と同一人である場合には、「建設工事に係る配置予定技術者の取扱いについて」（平成２１年６月１日適用）により取扱う。 |

６　入札日等

| | |
|---|---|
| 入札日 | 平成２９年１月３１日（火）午後１時３０分 |
| 入札場所 | 鳥取県米子市加茂町一丁目１番地　米子市役所本庁舎第２０２会議室 |
| 入札書の提出 | 郵便入札方式とする。<br>（１）郵送方法　　設計図書販売店にて配布する指定封筒により、配達日指定郵便、かつ、特定記録郵便、簡易書留又は一般書留のいず |

| | |
|---|---|
| | れかの手続きを郵便局で行うこと。<br>（２）差出期限　　平成２９年１月２７日（金）<br>（３）指定配達日　平成２９年１月３０日（月）※日付を間違えないこと。<br>（４）提出物　　入札書及び工事費内訳書 |
| 入札保証金 | 免除 |
| その他 | （１）入札者は、入札時に立会人として参加することができる。ただし、１入札者当たり１人を上限とする。<br>（２）入札者が１者であっても、入札は執行するものとする。<br>（３）入札が完了に至るまでは、入札を辞退することができる。<br>（４）落札となるべき価格と同一価格の入札をしたものが２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定する。この場合において、くじを引くべき入札者が、当該入札の立会者として参加している場合はその者が、参加していない場合は入札事務に関与しない職員が当該入札者に代わってくじ引きを行うものとする。<br>（５）入札において予定価格に達する者がいない場合は、２回目の入札を郵便入札で行う。ただし、当該入札に参加することができる者は、当初の入札に参加した者に限る。 |

７　その他

（１）関連情報を入手するための照会窓口は、米子市総務部入札契約課（電話０８５９－２３－５３６４・ファクシミリ０８５９－２３－５３６８）とする。

（２）入札参加申込みは、入札参加の意向を確認するものであって、必ず指名されるとは限らない。

（３）提出された資料は、返却しないものとする。なお、提出された資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。

（４）本入札説明書に記載のない手続きについては、地方自治法施行令、米子市建設工事執行規則又は米子市が定める工事入札関係手続きに基づくものとする。

様式第１号

# 入札参加申込書

平成　　年　　月　　日

米子市長　野　坂　康　夫　様

工事名　　青木内浜幹線改築その３工事

上記工事の公募型指名競争入札に参加を申し込みます。

（会社の住所、名称及び代表者名）

㊞

連絡先：担　当　者
：電　話　番　号
：ファクシミリ番号

様式第２号

# 配置予定技術者調書

| | |
|---|---|
| 会　　社　　名 | |
| 配置予定技術者の氏名 | |

＜記載要領＞

１　入札参加資格者条件となっている技術者を記載すること。入札参加条件となっている公益財団法人日本下水道新技術機構（旧財団法人下水道新技術推進機構）の建設技術審査証明事業（下水道技術）実施要領に基づき審査証明書の交付を受けた工法の講習を受講したことのわかる技術者証の写しを添付すること。

２　配置予定技術者は、３か月以上の継続雇用者であること。継続雇用者であることが確認できる書類（健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者資格取得認定通知書の写し等）を添付すること。

３　指名通知後の配置技術者の変更は、原則として認めない。

様式第３号

# 資本的関係等確認調書

| 資本的・人的関係のある者の<br>住所・名称 | 当該関係人との関係 |
| --- | --- |
| | |

＜記載要領＞

１ 「資本的・人的関係のある者の住所・名称」欄には、米子市建設工事入札参加資格者のみを記載すること。

２ 自社及び自社の役員の保有株式を合わせて他の米子市建設工事入札参加資格者の総株数の２５％以上を保有するものを記載すること。（関係業者が上場企業である場合は、法人（自社）保有のもののみ記載）

３ 役員が他の建設業者の役員を兼ねているものは、常勤・非常勤を問わず記載すること。（監査役については、記載の必要なし）

４ 該当がない場合は、「該当なし」と記載し提出すること。

様式第４号

# 設計図書等に対する質問書

平成　　年　　月　　日

米子市長　野　坂　康　夫　　様

住　　所
商号及び名称
代表者職氏名　　㊞

担　当　者　名
電　話　番　号
ファクシミリ番号

このことについて、次のとおり質問します。

工　事　名　青木内浜幹線改築その３工事

| 番号 | 質問内容 | 設計図書等の該当頁 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

*（送信票は必要ありません。この質問書のみＦＡＸしてください。）*

# 工　事　費　内　訳　書

入札者　住　　所

商号又は名称

代表者氏名　　印

1　工事名　　青木内浜幹線改築その3工事

2　入札金額　　円（税抜き）

3　入札金額の内訳　　（単位：円）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 直接工事 | 管きょ更生工 | | |
| | 管きょ内面被覆工　製管工法 | 一式 | 円 |
| | 既設管補修 | 一式 | 円 |
| | 取付管 | 一式 | 円 |
| | 仮設工 | 一式 | 円 |
| | 計 | | 円 |
| 共通仮設費計 | 準備費 | | 円 |
| | 技術管理費 | | 円 |
| | 共通仮設費 | | 円 |
| | 計 | | 円 |
| 純工事費 | | | 円 |
| 現場管理費 | | | 円 |
| 工事原価計 | | | 円 |
| 一般管理費 | | | 円 |
| 工事価格 | | | 円 |

注意事項

1　本様式の区分に従って記入すること。

2　記入漏れ等がある場合には適正な履行ができないと判断し、失格とすることがあるので内容を確認の上、提出すること。

# 工　事　設　計　書

| 平成 28 年度 下水道事業特別会計 | 部長 | 課長 | 係長 | 主任 | 審査 | 設計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 工 事 件 名 | 青木内浜幹線改築その３工事 | 工期 | 平成29年 6月30日まで |
| 施 工 場 所 | 米子市冨士見町二丁目、錦町一丁目及び角盤町二丁目地内 | | |

設 計 金 額 ¥　　円也

| 費　　目 | 円 | （内訳）平成　　年度 | 平成　　年度 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|
| 本工事費 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 計 | | | | |

米 子 市 下 水 道 部

| 説　　明 | | 築造内容 |
|---|---|---|
| | | |
| 管渠線路延長 | 内 径 1000mm　　延 長　459.8　m | ・下水道管更生（複合管）　内径1000mm　線路延長　459.8　m |
| 排 水 面 積 | 流 域　21.96　ha　地 先　14.02　ha | 管渠延長　452.3　m |
| 排 除 方 法 | 分 流 式 | |
| | | |
| 本工事は、米子市富士見町二丁目、錦町一丁目、角盤町 | | |
| 二丁目地内の汚水管改築のために、施工するものである。 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

米　子　市　下　水　道　部

# 特記仕様書（間接工事費）

○管更生工法にかかる間接工事費の補正について

本工事の間接工事費については、下水道工事（２）を使用し、共通仮設費及び現場管理費について補正を行っております。補正については、社団法人日本下水道協会発行の「下水道施設維持管理積算要領 - 管路施設編 - 」若しくは「下水道用設計積算要領 - 管路施設（管きょ更生工法）編 - 」に記載の「参考 - ５」により行っております。

# 特 記 仕 様 書（複合管）

## 第１節　一般事項

### 1.1　適　　用

１．本仕様書は、下水道管きょの更生工事に対して下水道本管を複合管により更生させる工事に適用するものである。

２．受注者は，設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。

建設省：建設工事公衆災害防止対策要綱（平成 5 年 1 月）
建設省：仮締切提設置基準（案）（平成 10 年 6 月）
建設省：建設副産物適正処理推進要項（平成 10 年 12 月）
鳥取県土木部：土木工事共通仕様書（平成 24 年 2 月）
日本下水道協会：小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（1996 年版）
日本下水道協会：下水道工事施工管理指針と解説（1989 年版）
日本下水道協会：管きょ更生工法における設計･施工管理ガイドライン（案）（平成 23 年 12 月）
日本下水道協会：管更生の手引き（案）（平成 13 年 6 月）
日本下水道協会：下水道維持管理指針（前編）（2003 年版）
日本下水道管路維持管理業協会：下水道管路施設維持管理ﾏﾆｭｱﾙ（1997 年版）
日本下水道協会：下水道施設維持管理積算要領（1999 年版）
（財）下水道新技術推進機構：管きょ更生工法の品質管理（2005 年版）
米子市下水道部下水道工事標準仕様書

### 1.2　適用工法

１．本仕様書の適用工法は、複合管の製管工法である。

２．本仕様書の適用工法は、更生後の管きょが耐震性を有する工法である。

３．受注者は、工法を採用するに当たっては公的機関の審査証明を得た工法であり、形成方法にかかわらず、「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）」で示す「要求性能」に適合する工法でなければならない。

## 第２節　施工の条件

### 2.1　工事概要

受注者は、工事の概要として次の事項を設計図書により確認しなければならない。

① 工事名称：青木内浜幹線改築その３工事

②　 工事箇所：米子市冨士見町二丁目、錦町一丁目及び角盤町二丁目地内

③ 路線番号：6-1、6-2、7

④ 施工延長(管きょ延長)：　459.8　m（　452.3　m）

⑤ 既設管種：鉄筋コンクリート管

⑥ 既設管内径：◎1000 ㎜

⑦ 既設管勾配：　1.2～1.5　‰

⑧ 既設管施工年度：昭和　61,62　年（1986,1987 年）

⑨ 工法分類：複合管（製管工法）

⑩ 更生後の断面：現況の流下能力以上を確保できる断面とする。

### 2.2　施工現場の条件

受注者は、工事の着手に当たって現地調査を行い、以下の施工現場の条件事項について確認しなければならない。

① 道路状況

② 道路使用許可条件

③ 周辺環境

④ 進入路状況（　　）

⑤ 気象･気温

⑥ 仮排水

⑦ 施工時間規制

⑧ 排水条件

⑨ 流下下水量･水位

⑩ 地下水位

## 2.3　既設管調査･前処理

１．受注者は、下水道管きょの更生工事に先立ち既設管きょ内を洗浄するとともに、既設管きょ内を目視又はTVカメラなどによって調査しなければならない。調査の項目は延長、調査方法、取り付け管突き出し処理、浸入水処理、侵入根処理およびモルタル除去とし、その結果をまとめ監督員に提出しなければならない。

２．受注者は、既設管調査の結果、事前処理工の必要がある場合には、監督員と協議し、管きょ更生工事に支障のないように切断・除去等により処理しなければならない。この際、既設管等に損傷を与えないよう留意しなければならない。

## 2.4　局地的大雨に対する工事等の中止基準

１．工事箇所または上流部に洪水または大雨の注意報・警報が発表された場合
２．管きょ内水位が急激に増加すると想定される雨が降り始めた場合
３．工事箇所または上流部に降雨や雷が発生し、危険が予測できる場合

## 第３節　更生管の仕様

### 3.1　更生管

受注者は、工事の設計条件と次の条件に基づき更生管の構造計算を行い、その結果が確認できる資料を作成し監督員に提出しなければならない。

１．更生管きょの評価

既設管きょの残存強度を見込むこととする。

２．荷　重

鉛直土圧と活荷重による鉛直荷重の総和とする。

３．更生管の構造計算

管更生の構造計算は限界状態設計法によることとする。ただし、外圧試験により新管と同等以上の耐荷能力が確認できる場合はこの限りではない。

### 3.2　材料特性(物性値)

受注者は、使用する更生管材料が物性値の要求性能として耐荷性能(表面部材の外圧強さ、充てん(填)材の圧縮強度)、耐薬品性、耐摩耗性、水密性、一体性および水理性能について公的機関の審査証明を得たもの又は、これと同等以上の品質を有するものでなければならない。

詳細は、「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）（平成 23 年 12 月)」（日本下水道協会）による。

## 第４節　施工計画

### 4.1　施工計画書に定めるべき事項

受注者は、管きょ更生工事の施工に当たって、工事着手前に調査を行い次の事項を明記した施工計画書を作成し監督員に提出しなければならない。

① 工事概要
② 職務分担および緊急時の連絡体制
③ 工事記録写真撮影計画
④ 実施工程表
⑤ 施工工法（※）
⑥ 主要機械
⑦ 主要資材
⑧ 材料設計および水理性能評価
⑨ 材料品質証明の内容
⑩ 前処理計画（※）
⑪ 施工管理（※）
⑫ 品質管理（※）
⑬ 環境対策
⑭ 安全･衛生管理
⑮ 集中豪雨等に対する安全対策（雨天時の工事中止等、管きょ内作業の退避行動（情報の伝達体制等を含む）
⑯ 材料の製造から使用までの保管期間と保管方法
⑰ 材料の運搬方法
⑱ 工事記録等の管理
⑲ その他、監督員の指示事項等

※ ：更生工法は、採用工法により施工方法等が異なっており、また殆どの工法が現場で完成品(更生管)を構築する。したがって、施工にあたっては工法毎に定められた施工手順、管理手順管理値があり、また必要となる前処理の程度も異なることから、施工計画書はこれらの必要事項と管理基準を記載しなければならない。

また、現場条件によっては、通常の管理方法が採れない場合もあり、施工計画書は個別の現場条件に適正な記載内容とする。

### 4.2　職務分担および緊急時の連絡体制

１．主任技術者、監理技術者は、建設業法に定める有資格者でなければならない。
２．受注者は、工事の着手に際して職務分担表を作成し、監督員に提出しなければならない。
３．受注者は、選定した工法の技能講習を受け合格した専門技術者（主任技術者又は監理技術者との兼務可能）を、当該作業中は現場に常駐させなければならない。

なお、専門技術者の技能講習終了証等の写しは施工計画書に添付しなければならない。

４.受注者は、本社責任者、現場代理人、主任技術者（監理技術者）の氏名、緊急時の連絡先（昼、夜）を明示した緊急時連絡体制表を作成し監督員に提出しなければならない。

### 4.3　実施工程表の作成

受注者は、工程計画の作成に当たって設計図書をはじめ「工事概要」、「施工現場の条件」、「既設管調査.事前処理」の内容を反映し、市民の生活や交通に支障をきたさないように、1サイクルで施工可能な適切な工事の範囲をあらかじめ明示し、これに必要な作業時間、養生時間等に基づき工程計画を作成し監督員に提出しなければならない。

### 4.4　施工工法

受注者は、管きょ更生工事で採用する工法が更生管に必要な構造機能、流下機能等の仕様を満足することを構造計算書、流量計算書に明示するとともに工法選定理由を施工計画書に記載し、監督員に提出しなければならない。なお、更生管の流下能力は、認可流量計算書に余裕率を考慮したものを下回らないこととする。

### 4.5　局地的な大雨に対する対処

受注者は、以下の内容を安全管理計画を明記し、発注者の確認を得るとともに、その内容について作業員への周知徹底をはかる。

１．現場特性の事前把握
２．工事等の中止・再開基準の設定
３．迅速に退避するための対応
４．日々の安全管理の徹底

### 4.6　その他の留意事項

１．受注者は、準備工、片付け工、地先排水の水替え等についても、工事着手前に現場の機器設置スペースおよびマンホール、ます（桝）の位置を確認し、使用する主要資機材を明記し監督員に提出しなければならない。

２．受注者は、工事着手前に監督員と協議のうえ地元住民に工事の内容を説明し、理解と協力を求め、工事を円滑に実施しなければならない。

## 第５節　施工管理

### 5.1　施工管理

１．受注者は、工事を安全に実施し、かつ品質を確保するために、スパン毎に次の事項について適宜、監督員と協議を行い十分な管理を行わなければならない。

①　工　　程

②　安全･衛生

③　施工環境

２．受注者は、作業開始後は作業時間内に通水（仮通水を含む）まで完了させなければならない。

３．受注者は、現場状況等により施工計画に変更が生じた場合は、速やかに監督員と協議すると共に、施工計画書の変更を行わなければならない。

### 5.2　工程管理

受注者は、毎月末、所定の様式に定める「工事履行報告書」により、工事進捗状況を監督員に提出しなければならない。

### 5.3　安全・衛生管理

受注者は、労働災害はもとより、物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに市街地土木工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講じなければならない。

（１）下水管きょ更生工法における安全管理

①　有資格者の適正配置

②　下水道管内作業に適した保護具の着用

③　施工前の安全対策(情報収集)

④　施工時の安全対策

⑤　周辺環境への対策

⑥　災害防止についての対策

（２）酸素欠乏、有毒ガスなどの安全処置

（３）供用中の施工における排水対策

（４）安全に関する研修、訓練

### 5.4　施工環境管理

受注者は、施工中の環境に配慮するために次の環境対策を講じなければならない。

（１）工事広報

工事着工前に「下水道工事のお知らせ」等を配布し、工事内容、施工時期、環境対策等の広報活動を行い、工事に対して協力を得られるようにする。

（２）粉じん(塵)対策

清掃・注入時等に際しては、シートなどにてプラントを囲うとともに粉塵を発生させな

いように注意する。また、作業員による清掃・散水をこまめに実施し、粉塵を発生させないように注意する。さらに、生管の切断処置等で発生する粉塵については、防塵マスク・防塵メガネ・集塵機等で対策を講じなければならない。

（３）騒音･振動対策

作業に当たっては、騒音規制法、振動規制法、労働安全衛生法およびその他条例、基準を遵守する。

（４）温水･排水熱対策

更生材の硬化作業において温水を排出する場合は、水温を法令で規定する 45°以下に冷却して所定の場所に排出しなければならない。

（５）臭気対策

更生工事の際に発生する下水及び樹脂等の臭気に細心の注意を払い､必要に応じて脱臭設備等の防臭策を講じなければならない。

（６）宅内逆流噴出等対策

受注者は作業前に付近の各住居者を訪問し、付近の枝管や取付管、宅内桝などの所在位置をよく確認し作業方法を説明した上で、宅内桝蓋を開いて洗浄水圧を開放し、住居内への逆流を防止する措置をとる。また、作業完了後には、宅内桝の蓋を閉めたことを確認すること。

（７）防火・防爆対策

火災及び爆発の原因となるような着火源を既設管･マンホール内に持ち込まないよう留意しなければならない。また、施工現場内に消火器等の設置を義務付け、蒸気熱及び温水で圧着する工法を使用する場合は、排出熱の対策を講じなければならない。

（８）有毒ガス対策

更生材の硬化作業中にスチレンなどが発生する工法については､適用される法令等の安全基準値以内に抑えなければならない。また、施工中の臭気について、工事前に必ず住民へ説明し必要な対策を講じなければならない。

## 第 6 節　品質管理

### 6.1　品質管理

受注者は、更生後の品質を確保するため、主任技術者又は監理技術者の責任の下で、スパン毎に「施工前の品質管理」、「施工時および施工後の品質管理」について十分管理し、その結果が確認できる資料を作成して監督員に報告しなければならない。

### 6.2　施工前の品質管理

受注者は、工事着手前に、使用する更生材料等の品質を確認するため、適正な管理下で製造されたことを証明する資料を監督員に提出しなければならない。また、受注者は、必要に応じ物性試験を行い監督員に提出しなければならない。

### 6.3　施工時の品質管理

受注者は次の項目について施工計画書の記載内容を遵守して適切に管理しなければならない。

受注者は、施工計画書に記載された管理項目、管理値等を適切に管理すると共に、裏込め注入については自動記録紙等に温度･圧力･時間等を記録し､監督員に提出しなければならない。

① かん合状態の確認
② 充てん材性状確認
③ 充てん材注入圧力
④ 充てん材注入量管理
⑤ 完全充てんの確認

### 6.4　しゅん工時の品質管理

受注者は、管きょ更生時の材料で成型した供試体（施工工法毎に採取）を使用し、公的試験機関や ISO/IEC17025 認定試験所で表面部材の耐薬品性試験および充てん材の圧縮強度試験を行わなければならない。また、その結果を監督員に提出しなければならない。

## 第７節　出来形管理

### 7.1　寸法管理

受注者は、更生管きょの出来形を把握するため、更生管きょ内径(高さ･幅)、延長を図１に示す同じ測定位置で計測し、その記録を監督員に提出しなければならない。

### 7.2　更生管きょ仕上がり内径の管理

受注者は､更生工事完了後の更生管厚又は仕上り内径が適正であることを次の測定方法により確認しなければならない。

①　仕上がり内径の測定は、1スパンの上下流マンホールの管口付近で行うこと。人が入ることができる場合は、仕上がり内径について１スパンの中間部付近でも行うこと。

②　測定箇所は、上下左右の充てん材を含めた更生材厚さが異なることから、更生管きょの内側中央高さと幅の２箇所の仕上がり内径を測定すること。

③　検査基準については､更生管断面の高さおよび幅の平均値が設計更生断面を下回らないこととする。

なお、既設管きょと同等以上の水理性能を確保しているものを合格とする。

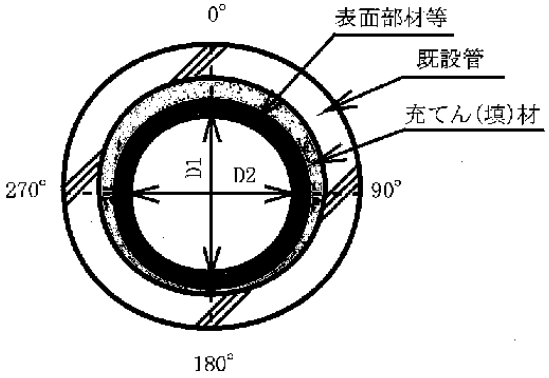


図１　仕上がり内径を測定する位置

### 7.3　内面仕上がり状況の管理

１．受注者は、更生工完了時において、管きょ内を洗浄し取付け管せん（穿）孔片を除去した後、全スパン目視あるいは自走式テレビカメラにより外観検査を行わなければならない。

なお、自走式テレビカメラの場合、取付け管口においては必ず側視を行い、状況を入念に確認しなければならない。

２．受注者は、確認の内容としては、更生管きょの変形、更生管きょ浮上による縦断勾配の不陸等の欠陥や異常個所がないことを確認し、その結果を監督員に提出しなければならない。

３．受注者は、更生管きょと既設マンホールとの本管管口仕上げ部においては、浸入水、仕上げ材のはく離、ひび割れなどの異常のないことを確認し、その結果を監督員に提出しなければならない。

### 7.4　工事記録写真等の撮影および提出

受注者は、工事記録写真等検査結果、フィルムなどの記録を報告書に添付して監督員に提出しなければならない。

## 第 8 節　提出図書

### 8.1　提出図書

受注者は、工事完了時に以下に示す図書を監督員に提出しなければならない。

① 竣功図
② 本管用調査記録表
③ 事前調査集計表
④ 成果表
⑤ 材料表(納品伝票)
⑥ 施工管理
⑦ 充てん材圧力・注入量管理
⑧ 品質性能試験報告書
⑨ 工事写真
⑩ 酸素欠乏等の濃度測定記録表

## 工事写真撮影要領（複合管）

１．一般共通事項

| 工　　種 | 撮影箇所および内容 | 撮　影　頻　度 |
|---|---|---|
| 現　場　概　要 | ・施工箇所の概況を同一箇所、同一方向 | ・工事施工箇所の起点、主要中間点および終点毎(摘要　同一方向とは起点より終点を望む方向　定点で撮影) |
| 材 料、品 質 等 | ・施工前の使用材料の保管状況<br>・施工前の使用材料の確認状況<br>・試験用材料の現場採取確認状況<br>・試験実施（圧縮強度試験）状況 | ・適宜<br>・ロット番号毎<br>・注入日毎<br>(φ800mm未満の場合は施工延長100m毎に1回とする)<br>・注入日毎<br>(φ800mm未満の場合は施工延長100m毎に1回とする) |

２．本管更生工

| 工　　種 | 撮影箇所および内容 | 撮　影　頻　度 |
|---|---|---|
| 前　処　理　工 | 施工状況<br>・障害物の除去状況<br>（取付け管突出し.モルタル、木根等）<br>・取付け管閉塞<br>・本管目地補修 | <br>・施工箇所毎<br><br>・施工箇所毎<br>・適宜 |
| 更　生　工 | 施工状況<br>・本管洗浄状況<br>・製管作業状況<br>・充てん材注入作業状況<br>・本管管口切断状況<br>・皆口状況(仕上がり内径測定状況)<br>・取付け管管口せん孔状況 | <br>・管径毎<br>・管径毎<br>・管径毎<br>・適宜<br>・スパン毎(上下流)<br>・管径毎 |
| | 出来形管理状況<br>・更生管口仕上がり状況(施工前、施工後)<br>・更生管仕上がり内径寸法測定<br>・取付け管口仕上がり状況 | <br>・スパン毎(上下流)<br>・スパン毎(上下流)<br>（φ800㎜以上ではスパンの中央部付近でも行う）<br>・スパン毎、かつ5箇所に付き1箇所 |
| 管 内 検 査 工 | ・目視又はテレビカメラ調査による更生管の検査状況 | ・適宜 |
| 水　替　え　工 | 施工状況<br>・本管部･取付け管部水替え状況 | <br>・適宜 |
| 更 生 設 備 工 | 各種設備設置･撤去状況<br>・製管機<br>・充てん材注入機器 | ・適宜 |

３．仮　設　工

| 工　　種 | 撮影箇所および内容 | 撮　影　頻　度 |
|---|---|---|
| 保　安　設　備 | ・工事用標識類、安全柵、交通誘導員等の設置状況 | ・適宜 |

４．付　帯　工

| 工　　種 | 撮影箇所および内容 | 撮　影　頻　度 |
|---|---|---|
| ｲﾝﾊﾞｰﾄ補修工<br>(人孔底部改造工) | ・施工前、施工後 | ・施工箇所 |

５．その他

| 工　　種 | 撮影箇所および内容 | 撮　影　頻　度 |
|---|---|---|
| 安　全　作　業 | ・安全作業環境管理状況等<br>（酸欠等の作業環境基準管理濃度測定状況および換気状況） | ・適宜 |
| 公　害　防　止 | ・騒音測定状況 | ・適宜 |
| 社　内　検　査 | ・各種検査状況 | ・適宜 |
| 危 険 予 知 活 動 | ・工事内容に対する説明状況、準備体操等 | ・適宜 |

# 位　置　図

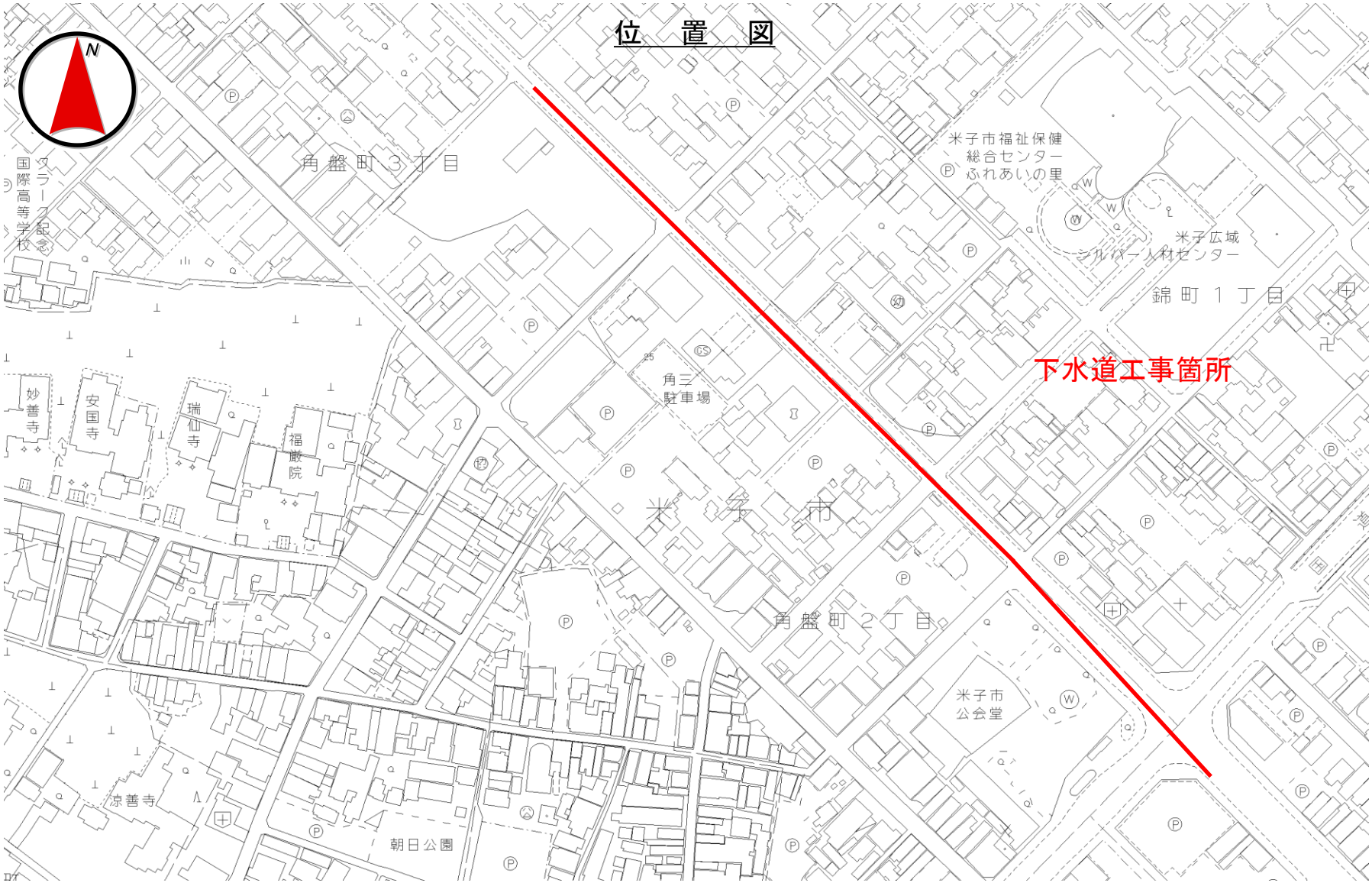
N
角盤町３丁目
国際高等学校
スラーク記念
米子市福祉保健
総合センター
ふれあいの里
米子広域
シルバー人材センター
錦町１丁目
下水道工事箇所
角三
駐車場
妙善寺
安国寺
瑞仙寺
福厳院
米子市
角盤町２丁目
米子市
公会堂
涼善寺
朝日公園

数量総括表(1/1)

| 工種 | 種別 | 細別 | 規格 | 単位 | 数量 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 管きょ工（管更生）<br>＜管径1000㎜＞ | 管更生工 | 複合管 | 管径1000㎜ | m | 452.3 | |
| | 本管止水工 | | | m | 3.9 | |
| | 管口仕上工 | 管径200㎜まで | 取付管 | 箇所 | 10 | |
| | | | | | | |
| 仮設工 | 角落し設置 | | 松板 | 箇所 | 1 | |
| | 交通誘導 | | | 式 | 1 | |

# 現　場　説　明　書

平成27年4月1日改正
一般的事項1

1　仕様書

この契約において仕様書とは、特に定めのない限り「鳥取県土木工事共通仕様書」をいう。

2　下請関係の合理化について

(1) この契約に係る工事の的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は、「建設産業における生産システム合理化指針」及び「鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針」の趣旨に則り、優良な専門工事業者の選定、合理的な下請契約の締結、代金支払等の適正な履行、適正な施工体制の確立、下請における雇用管理等の指導等を行い本指針の遵守に努めること。

(2) 中小建設業者に対する取引条件の適正化及び資金繰りの安定化等に資するため、元請業者は下請業者に対して、発注者から受取った前払金の下請業者への支払い、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等、下請代金支払の適正化について配慮すること。

(3) 請負者は、下請契約を締結した場合は、施工体制台帳及び施工体系図を発注者に速やかに提出しなければならない。また、当該施工体制台帳及び施工体系図下に変更があったときは、変更が生じた日から20日以内（完成時においては、完成通知書の提出時）に変更後の書類を提出しなければならない。

(4) 工事の一部を第三者に請け負わせる場合、又は工事に伴う交通誘導等の業務を第三者に委託する場合には、市内及び県内業者（以下「市内業者等」という。）との契約に努めること（優先順位は市内、県内の順位とする）。ただし、技術的に施工又は対応できる市内業者等がいない工事等を請け負わせ又は業務を委託する場合、あるいは市内業者等で施工できても工程的に間に合わない等、特段の理由がある場合は、この限りでない。

3　建設資材等について

(1) 工事に使用する資材については適法に生産されたものとする。

(2) この契約に係る建設資材納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害しないよう公正な取引を確保するよう努めること。

(3) 工事に使用する資材については、「県土整備部リサイクル製品使用基準」に基づき、リサイクル製品を積極的に活用すること。

(4) リサイクル製品以外の工事に要する資材の使用順位は、次のとおりとする。

① 市内産の資材がある場合は、市内産の資材の使用に努めること。ない場合は、県内産について同様の取り扱いとする。

② 県外産の資材を使用する場合は、市内に本社又は営業所、支店等を有する販売業者（以下「市内販売業者」という。）から購入した資材の使用に努めること。市内販売業者がないときは、県内販売業者について同様の取り扱いとする。ただし、当該資材について市内販売業者又は県内販売業者がない場合は、この限りでない。

4　工事の安全確保について

この契約に係る工事の施工に当たっては、労働安全衛生法、労働安全衛生規則等を遵守し、労働災害の防止に努め、また工事中の交通事故防止について、特に留意すること。

5　建設機械の使用について

(1) 標準操作方式建設機械を使用するよう努めること。

(2) 施工現場及びその周辺の環境改善を図るため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するよう努めること。

(3) 排ガス対策型建設機械の使用については、排ガス対策型建設機械の使用基準について（平成17年11月15日付第200500080172号県土整備部長通知）によること。

6　団体加入車の使用促進について

「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体への加入車の使用を促進するよう努めること。

7　ダンプトラック等による運搬について

(1) 積載重量制限を超えて工事用資機材等を積み込まず、また積み込ませないようすること。

(2) さし枠装着車、不表示車等による違法運行は行わず、また行わせないようにすること。

(3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から工事用資機材等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。

(4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等による違法運行を行っている場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

(5) 建設副産物の処理及び工事用資機材等の搬入・搬出等に当たって、下請事業者及び工事用資機材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

(6) 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。

(7) 産業廃棄物の運搬車については、車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けること。また、産業廃棄物処理業者に委託して産業廃棄物を運搬する場合、この表示、備え付けを行わせること。

(8) 以上のことにつき、元請建設業者は下請建設業者を十分指導すること。

8　不正軽油使用の禁止について

工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む）並びに建設機械等の燃料として、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を使用しないこと。

9　建設業退職金共済制度への加入等

(1) 建設業者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入すると共に、その建退共の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。ただし、下請けを含むすべての労働者が、中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度、林業退職金制度のいずれかに既に加入済みで、建退共に加入することができないと認められる場合は、この限りでない。

(2) 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、原則として証紙を下請の延労働者数に応じて現物交付することにより、下請業者の建退共加入及び証紙の貼付を促進すること。なお、現物を交付することができない場合は、掛金相当額を下請代金中に算入することとし、契約書等に明記すること。

(3) 請負業者は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

10　建設業法の遵守について

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）に違反する一括下請その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。

(2) 建設業法第26条の規定により、請負業者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者または、専任の監理技術者については、適切な資格、技術力を有する者（工事現場に常駐して専らその職務に従事するもので、請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置すること。

(3) 請負業者が工事現場ごとに置かなければならない専任の監理技術者は、１級施工管理技士等の国家資格者等で監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、発注者から請求があったときは監理技術者資格者証を提示すること。

(4) 建設業法第40条の規定により、請負業者は建設現場ごとに「建設業の許可票」を掲示すること。

(5) 上記のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

11　労働基準法の遵守

この契約に係る工事の施工に当っては、労働基準法等の趣旨に則り法定労働時間週40時間を遵守すること。

12　建設業からの暴力団排除の徹底について

(1) 工事の施工に際し、暴力団等の構成員又はこれに準ずる者から不当な要求や妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、監督員に速やかにその旨を報告するとともに、警察に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) この場合において、工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督員に協議すること。

13　現場代理人、追加技術者、主任技術者及び監理技術者の雇用関係について

(1) 工事現場に配置する技術者等（技術者等とは、現場代理人、追加技術者、主任技術者、監理技術者及び技能士をいう。）は、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。

(2) 直接的雇用とは、技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用及び権利構成）が存在することをいい、恒常的な雇用関係とは一定の期間（３か月以上）にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者等を工事現場に配置できるとともに技術者等が建設業者が有する技術力を、十分かつ円滑に活用して工事の監理等の業務を行うことができることをいう。

14　労働者の福祉向上について

(1) 建設労働者の適切な賃金水準の確保、社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）への加入など、労働者の福祉向上に努めること。なお、健康保険等の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険等に加入するよう指導に努めること。

(2) 下請契約の締結に際しては、下請業者へ法定福利費を内訳明示した見積書（標準見積書という。）の提示を求め、提示された場合にはこれを尊重するとともに、社会保険等の法定福利費などの必要経費を適切に考慮するように努めること。

15　産業廃棄物の処理に係る税について

この契約に係る工事で発生する建設廃棄物のうち、鳥取県、岡山県、広島県等の産業廃棄物の処理に係る税条例を施行している自治体内に搬入する建設廃棄物については、産業廃棄物の処理に係る税が課税される場合があるので適切に処理すること。

16　コンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比

コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては５５パーセント以下、無筋コンクリートについては６０パーセント以下とする。

17　消費税及び地方消費税の適正転嫁等について

下請契約及び資材購入等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(平成25年法律第41号)で禁止された転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。

18 その他

(1) 工事施工管理資料等については簡略化名称を使用できることとする。ただし、略称については、発注者と協議の上重複しないよう注意し、また、わかりやすく簡単なものとする。

(2) コンクリート構造物については、「コンクリート構造物ひびわれ抑制対策指針」に基づき施工するものとする。

(3) 建設副産物のリサイクル、熱帯木材型枠の削減等、環境対策について積極的に取り組むこと。

(4) 労務費については、法定労働時間週40時間を考慮したものとしている。

(5) 請負業者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負業者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）においても同様の義務を負う旨を定めなければならない。

(6) ほ装単独工事（アスファルト）においては、表層工、基層工及び上層路盤工を自社施工しなければならない。ただし、表層工、基層工及び上層路盤工であっても特殊工法部分についてはこの限りでない。

# 現　場　説　明　書

平成23年4月1日改正
特記事項１

| | | |
|---|---|---|
| 仕様書 | 本工事の施工に当たっては、契約日現在の次に掲げる仕様書等によること。<br>・ 鳥取県土木工事共通仕様書　・ 米子市下水道部下水道工事標準仕様書　・ | |
| 工程 | ①~~（他工事等との調整）~~<br>②~~（部分完成、着工保留）~~<br>③（施工時間）<br>④~~（施工時期選択制度）~~<br>⑤~~（鋼材の調達の遅れによる工期の延長）~~ | ＿＿＿＿については、＿＿＿＿＿＿と関連するので相互の連絡を密にすること。<br>＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿については、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿まで（ すること ・ しないこと ）。<br>本工事 の施工時間は、２１：３０～６：００ とする。<br>この工事には、施工時期選択制度を適用する。工事完成期限は、＿＿＿までとし、実工事期間は、＿＿＿日間とする。<br>なお、契約締結日から着工日前日までの間に資材の搬入、仮設物の設置等の工事の着手を行ってはならない。<br>この工事の工期には、鋼材調達期間として、＿＿か月を見込んでいるが、請負者の責に帰することができない事由により鋼材の調達が遅れ、工期内に工事を完成することができない場合は、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。 |
| 用地関係 | ①~~（用地・物件等未処理）~~ | 本工事区間の＿＿＿＿＿＿＿＿には＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿があるので、監督員と打合わせのうえ施工を行うこと。<br>なお、＿＿＿＿＿＿＿＿頃＿＿＿＿＿＿＿＿の予定である。 |
| 支障物件 | ①（埋設物等の事前調査）<br>②~~（支障物件）~~<br>③~~（立木の置き場所）~~ | 工事にかかる地下埋設物等の事前調査については、［ ~~未調査~~・調査済み ］である。<br>＿＿＿＿の施工に当って、＿＿＿＿が支障となっているが、＿＿＿＿＿により移設が完了する見込みである。<br>予定どおり処理できなかった場合は別途協議する。<br>工事用地内の立木は伐採し、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に置くこと。 |
| 公害対策 | ①（騒音振動対策） | 「建設工事にともなう騒音振動対策技術指針」を順守すること。<br>本工事の施工に当っては、排出ガス対策型建設機械を使用すること。 |
| 安全対策 | ①（交通安全施設等） | 一般交通等に支障を及ぼさないよう十分に注意して施工すること。<br>なお、交通整理の必要日数 48 日を見込んでいる。配置人員として、交通誘導員Ａを合計 48 名（交代要員［有・~~無~~］）、交通誘導員Ｂを合計 96 名（交代要員［有・~~無~~］）を見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。<br>警備業法に規定する警備員を配置する場合においては、交通誘導員Ａ、交通誘導員Ｂの定義は以下のとおりとする。<br>交通誘導員Ａとは、警備業法第２条第４号に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第１条第４号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導警備業務に係る１級検定合格警備員又は２級検定合格警備員をいう。また、交通誘導員Ｂとは、警備業法第２条第３項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員Ａ以外の交通の誘導に従事する者をいう。<br>なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第１４条で規定する以外の者とし、安全教育、安全訓練等を十分行うこと。この場合は交通誘導員Ｂを配置しているとみなす。 |
| 排水濁水処理 | ①（濁水処理） | 工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うものとし、その工法については、設計図書によるものとする。<br>なお、これにより難い場合は別途協議すること。 |

# 現　場　説　明　書

特記事項２

建設副産物の処理

【建設発生土（処理）】

①~~（他工事等流用）~~

建設発生土は＿＿＿＿＿市・町・村＿＿＿＿＿＿地内の＿＿＿＿＿＿工事現場に運搬（片道運搬距離＿＿＿＿km）するものとする。

②~~（建設技術センター）~~

建設発生土は＿＿＿＿＿市・町・村＿＿＿＿＿＿地内のセンター事業所に運搬（片道運搬距離＿＿＿＿km）するものとする。なお、処理費として、１m³当たり円をセンターに支払うこと。

③~~（民間残土受入地）~~

建設発生土は＿＿＿＿市・町・村＿＿＿＿地内の＿＿＿＿＿＿＿＿に運搬（片道運搬距離＿＿＿km）するものとする。なお、処理費として、１m³当たり＿＿円を支払うこと。

【コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材（処理）】

④~~（分別解体等）~~

コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。その方法は、別表のとおりとする。

なお、その費用を下記のとおり見込んでいる。

コンクリート塊１m³当り＿＿＿＿＿＿円

アスファルト塊１m²当り＿＿＿＿＿＿円

建設発生木材　１m³当り＿＿＿＿＿＿円

⑤~~（他工事等流用）~~

［Co 雑割材・＿＿＿＿＿＿］は、＿＿＿＿＿市・町・村＿＿＿＿＿地内＿＿＿＿＿工事現場に運搬（片道運搬距離＿＿＿＿km）するものとする。

⑥~~（再資源化施設への搬出）~~

コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設への搬出を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。

再資源化施設業者等と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行するものとする。

なお、再資源化施設へ搬出が完了したときは、書面により報告すること。

（施設の名称・受入れ費用）

コンクリート塊　＿＿＿＿市・町・村＿＿＿地内の＿＿＿＿＿＿＿＿
（運搬距離＿＿＿＿km）、費用１t 当り＿＿＿＿＿円

アスファルト塊　＿＿＿＿市・町・村　和田町　地内の＿＿＿＿＿＿＿＿
（運搬距離＿＿＿＿km）、費用１t 当り＿＿＿＿＿円

建設発生木材　＿＿＿＿市・町・村＿＿＿＿地内の＿＿＿＿＿
（運搬距離＿＿＿＿km）、費用１t 当り＿＿＿＿＿円

その他（　　）＿＿＿＿市・町・村＿＿＿＿地内の＿＿＿＿＿
（運搬距離＿＿＿＿km）、費用１t 当り＿＿＿＿＿円

（受入れ時間帯）

８時～１７時（平日）

（受入れ条件）

ア　路盤材、土砂、金属片等が、混入していないこと。

イ　コンクリート塊、アスファルト塊の径は500mm 以下であること。

ウ　建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径＿＿＿＿＿cm 以下、長さ＿＿＿＿m以下であること。

エ　２次公害発生の恐れがある物質（廃油等）を含まないこと。

⑦~~（木材市場等へ売却）~~

建設発生木材は＿＿＿＿＿市・町・村＿＿＿＿＿＿地内の＿＿＿＿＿への搬出（片道運搬距離＿＿＿＿＿km）を想定し、＿＿＿＿円を見込んでいる。これは、他の木材市場等への売却を妨げるものではないが、売却先を変更する場合は理由を付して協議すること。

⑧~~（最終処理等）~~

＿＿＿＿＿＿＿＿については、＿＿＿＿市・~~町・村~~　＿＿＿＿＿＿地内の産業廃棄物処理場への搬出（片道運搬距離＿＿＿＿＿km）を想定し、その費用として１t 当たり＿＿＿＿＿＿円を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。

産業廃棄物処理業者等と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行するものとする。

⑨~~（産業廃棄物の処理に係る税）~~

産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を＿＿＿＿＿円見込んでいる。

# 現　場　説　明　書

特記事項３

| | | |
|---|---|---|
| 建設副産物の使用 | ①~~（建設発生土の使用）~~<br><br>②~~（再生資材の使用）~~ | ＿＿＿＿＿＿から〔当該工事運搬・相手方運搬〕の建設発生土を受入れ、使用箇所：＿＿＿＿＿＿＿＿に使用する。<br>1)　Ｃｏ雑割材は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿工事から運搬し、<br>使用箇所：＿＿＿＿＿＿＿に使用する。<br>2)　アスファルト・コンクリート切削殻は、＿＿＿＿＿＿＿＿工事から運搬し、<br>使用箇所：＿＿＿＿＿＿＿に使用する。<br>3)・再生クラッシャーラン〔規格：　　〕は、<br>使用箇所：＿＿＿＿＿＿＿に使用する。<br>・再生コンクリート砂〔規格：ＲＳ－　　〕は、<br>使用箇所：＿＿＿＿＿＿＿に使用する。<br>4)　再生加熱アスファルト混合物〔規格：　　〕は、<br>使用箇所：＿＿＿＿＿に使用する。<br>~~5)~~　その他再生資材〔資材名：　　〕〔規格：　　〕は、<br>使用箇所：＿＿＿＿＿＿＿に使用する。 |
| 工事用道路 | | |
| 仮設備 | | |
| その他 | | |

※明示する項目を＿＿＿＿部分に記入又は追記し、不要部分は――で削除して使用すること。

# 排出ガス対策型建設機械の使用に関する特記仕様書（一般工事）

本工事において表１に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成１７年法律第５１号）」に基づく技術基準に適合する機械、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成３年１０月８日付建設省経機発第２４９号、最終改正平成１４年４月１日付国総施第２２５号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成１８年３月１７日付国土交通省告示第３４８号）」もしくは「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成１８年３月１７日付国総施第２１５号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械等を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難い場合は、監督員と別途協議を行うものとする。

施工現場において使用する排出ガス対策型建設機械又は排出ガス浄化装置を装着した建設機械については、その機械名、会社名、形式、諸元、使用工種等を施工計画書に記載するとともに、その実際の使用が確認できる機械の全景、型式及び確認マーク等を施工現場において撮影した写真を監督員に提出するものとする。

また、表１に示す建設機械について、第１次基準値、又は第２次基準値に適合した排出ガス対策型建設機械の損料を設計計上している工事のうち、施工現場において排出ガス対策型建設機械又は排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用できない場合には、設計変更の対象とする。第２次基準値の機械損料を計上している場合において、第１次基準値の機種を使用する場合も、設計変更の対象とする。

なお、排出ガス対策型建設機械の排出ガスは、表２－１及び表２－２に掲げる基準値以下とする。

（表１）

| 機　種 | 備　考 |
|---|---|
| ・バックホウ<br>・トラクターショベル車輪式<br>・ブルドーザ<br>・発電発動機（可搬式）<br>・空気圧縮機（可搬式）<br>・油圧ユニット<br>以下に示す基礎工事用建設機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの。<br>油圧ハンマ<br>バイブロハンマ<br>油圧式鋼管圧入・引抜機<br>油圧式杭圧入・引抜機<br>アースオーガ<br>オールケーシング掘削機<br>リバースサーキュレーションドリル<br>アースドリル<br>地下連続壁施工機<br>全回転型オールケーシング掘削機<br>・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ<br>・ホイールクレーン（ラフテレーンクレーン） | ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 |

（表２－１）１次基準値適合型

| 出力区分＼対象物質（単位） | HC (g/kW･h) | NOx (g/kW･h) | CO (g/kW･h) | 黒煙 (%) |
|---|---|---|---|---|
| 7.5～ 15kw 未満 | 2.4 | 12.4 | 5.7 | 50 |
| 15～ 30kW 未満 | 1.9 | 10.5 | 5.7 | 50 |
| 30～272kW 未満 | 1.3 | 9.2 | 5.0 | 50 |

ＨＣ：炭化水素　ＮＯx：窒素酸化物　ＣＯ：一酸化炭素

（表２－２）２次基準値適合型

| 出力区分＼対象物質（単位） | HC (g/kW･h) | NOx (g/kW･h) | CO (g/kW･h) | PM (g/kW･h) | 黒煙 (%) |
|---|---|---|---|---|---|
| 8～ 19kw 未満 | 1.5 | 9.0 | 5.0 | 0.8 | 40 |
| 19～ 37kW 未満 | 1.5 | 8.0 | 5.0 | 0.8 | 40 |
| 37～ 75kW 未満 | 1.3 | 7.0 | 5.0 | 0.4 | 40 |
| 75～130kW 未満 | 1.0 | 6.0 | 5.0 | 0.3 | 40 |
| 130～560kW 未満 | 1.0 | 6.0 | 3.5 | 0.2 | 40 |

ＨＣ：炭化水素　ＮＯx：窒素酸化物　ＣＯ：一酸化炭素　ＰＭ：粒子状物質

# 総 括 情 報 表



| | |
|---|---|
| 事務所 | 55 米子市（下水道） |
| 設計書名 | 実施設計書　　当初　　28-*****-280727-40 |
| 変更回数 | 0 |
| 事業名 | |
| 適用単価区分 | 1　実施単価 |
| 適用単価地区 | 30 米子市（彦名新田、彦名町、夜見町以南） |
| 単価適用日 | 0-28.12.01(0) |
| 諸経費体系 | 1　公共 |
| ファイル名 | |

| | 当　世　代 | 前　世　代 |
|---|---|---|
| 工種 | 31　下水道（２） | |
| ｲﾒｰｼﾞｱｯﾌﾟ経費 | 00　率計上しない | |
| 施工地域 | 01　市街地 | |
| 緊急工事 | 00　通常工事　０％ | |
| 契約保証区分 | 01　金銭保証（０．０４％） | |
| 豪雪割増 | 01　豪雪割増あり | |
| 消費税率（%） | 8.00 | |
| 共通仮設費（X1000） | 9.46 | |
| 現場管理費（X1000） | 26.82 | |
| 一般管理費（X1000） | 13091213 | |

建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の業者負担額、労務管理費、安全訓練等に要する費用等）が必要であり、本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。

# 本工事費　内訳書

| 費目・工種・施工名称など | | 数　量 | 単　位 | 単　価 | 金　額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 本工事費 | | | | | | X1000 |
| 管きょ更生工 | | | | | | Y1999<br>A=時間的制約を受ける作業 |
| 管きょ内面被覆工<br>製管工法 | | | | | | Y2999 |
| | 管更生工<br>内径1,000mm | 452.3 | m | | | VA001　0<br>単第0-0001　表 |
| 既設管補修 | | | | | | Y2999 |
| | 本管止水工<br>表面仕上げ無 | 3.9 | m | | | V1000　0<br>単第0-0024　表 |
| 取付管 | | | | | | Y2999 |
| | 管口仕上工（取付管）<br>管径200mmまで | 10 | 箇所 | | | VC1010　0<br>単第0-0026　表 |
| 仮設工 | | | | | | Y2999 |

# 本工事費　内訳書

| 費目・工種・施工名称など | 数　量 | 単　位 | 単　価 | 金　額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 減勢工 | | | | | Y3999 |
| 角落し設置<br>松板 | 1 | 箇所 | | | V9000　0<br>単第0-0027　表 |
| 交通誘導 | | | | | Y3999 |
| 交通誘導員Ａ<br>夜間勤務（20:00～5:00）<br>交替要員有り | 48 | 人 | | | V8004　0<br>単第0-0030　表 |
| 交通誘導員Ｂ<br>夜間勤務（20:00～5:00）<br>交替要員有り | 96 | 人 | | | V8003　0<br>単第0-0031　表 |
| ＊＊直接工事費＊＊ | | | | | |
| 準備費 | | | | | Z0005 |
| 施工前準備 | | | | | Y2999<br>A=時間的制約を受ける作業 |
| 既設管洗浄工<br>内径1,000mm | 452.3 | m | | | VC260　0<br>単第0-0032　表 |

# 本工事費　内訳書

| 費目・工種・施工名称など | | 数　量 | 単　位 | 単　価 | 金　額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 管内調査工<br>管径800mm～1,350mm | 452.3 | m | | | VC810　0<br>単第0-0035　表 |
| 技術管理費 | | | | | | Z0006 |
| 出来形管理 | | | | | | Y2999<br>A=時間的制約を受ける作業 |
| | 管内調査工<br>管径800mm～1,350mm | 452.3 | m | | | VC810　0<br>単第0-0035　表 |
| 共通仮設費 | | | | | | |
| ＊＊共通仮設費計＊＊ | | | | | | |
| ＊＊純工事費＊＊ | | | | | | |
| 現場管理費 | | | | | | |
| ＊＊工事原価＊＊ | | | | | | |

# 本工事費　内訳書

| 費目・工種・施工名称など | | 数　量 | 単　位 | 単　価 | 金　額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一般管理費率分 | | | | | | |
| 契約保証費 | | | | | | |
| 一般管理費計 | | | | | | |
| ＊＊工事価格 | ＊＊ | | | | | |
| ＊＊消費税相当額＊＊ | | | | | | |
| ＊＊工事費計 | ＊＊ | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

# 施 工 単 価 表

管更生工　　VA001　　単第0-0001　表

内径1,000mm　　1　m　当り

| 名称・規格など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| ストリップ管<br>内径1,000mm | 452.3 | m | | | VB001　単第0-0002　表 |
| 製管工<br>内径1,000mm | 452.3 | m | | | VB002　単第0-0003　表 |
| 充てん材注入工<br>内径1,000mm | 1 | 一式 | | | VB003　単第0-0011　表 |
| 管口仕上工 | 1 | 一式 | | | VB004　単第0-0019　表 |
| 換気工 | 1 | 一式 | | | VB005　単第0-0022　表 |
| １ｍ当り | | | | | +00<br>計／管きょ延長 |
| ＊＊＊　単位当たり　＊＊＊ | 1 | m | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

# 施 工 単 価 表

ストリップ管　　VB001　　単第0-0002　表

内径1,000㎜　　1　m　当り

| 名称・規格など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| ストリップ<br>Ｓ形 | 4,658.7 | m | | | W0001 |
| ＳＦジョイナー<br>直線区間用 | 4,658.7 | m | | | W0001 |
| 計（巻立延長当り） | | | | | +00 |
| １ｍ当り | | | | | +00<br>計／管きょ延長 |
| ＊＊＊　単位当たり　＊＊＊ | 1 | m | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

# 施 工 単 価 表

製管工　　VB002　　単第0-0003　表

内径1,000㎜　　1　m　当り

| 名称・規格など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| スペーサー取付工<br>頂部取付 | 312.6 | m | | | VC210　単第0-0004　表 |
| スペーサー取付工<br>頂部・底部取付 | 132.2 | m | | | VC2101　単第0-0005　表 |
| 端部製管工（人力）<br>既設管径1,000㎜～1,500㎜ | 7.5 | m | | | VC220　単第0-0006　表 |
| 製管工<br>既設管径1,000㎜～1,500㎜ | 448.2 | m | | | VC230　単第0-0009　表 |
| 端部緊張工<br>既設管径800㎜～2,000㎜ | 10 | 箇所 | | | VC250　単第0-0010　表 |
| 計（１日当り） | | | | | +00 |
| １m当り | | | | | +00<br>計／管きょ延長 |
| ＊＊＊　単位当たり　＊＊＊ | 1 | m | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

スペーサー取付工　　VC210

# 施 工 単 価 表

単第0-0004　表

頂部取付　　1　m　当り

| 名称・規格など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| スペーサー<br>M型 | 53.4 | m | | | W0001 |
| 土木一般世話役 | 1.0 | 人 | | | R0250<br>1 |
| トンネル特殊工 | 1.0 | 人 | | | R0190<br>1 |
| トンネル作業員 | 3.0 | 人 | | | R0200<br>1 |
| 普通作業員 | 2.0 | 人 | | | R0020<br>1 |
| 諸雑費 | 10 | % | | | #01<br>1 |
| 計（１日当り） | | | | | +00 |
| １m当り | | | | | +00<br>計／１日当り作業量 |
| ＊＊＊　単位当たり　＊＊＊ | 1 | m | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

スペーサー取付工　　VC2101

# 施 工 単 価 表

単第0-0005　表

頂部・底部取付　　1　m　当り

| 名称・規格など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| スペーサー<br>M型 | 35.6 | m | | | W0001 |
| 土木一般世話役 | 1.0 | 人 | | | R0250<br>1 |
| トンネル特殊工 | 1.0 | 人 | | | R0190<br>1 |
| トンネル作業員 | 3.0 | 人 | | | R0200<br>1 |
| 普通作業員 | 2.0 | 人 | | | R0020<br>1 |
| 諸雑費 | 10 | % | | | #01<br>1 |
| 計（１日当り） | | | | | +00 |
| １m当り | | | | | +00<br>計／１日当り作業量 |
| ＊＊＊　単位当たり　＊＊＊ | 1 | m | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

# 施 工 単 価 表

端部製管工（人力）　VC220　単第0-0006　表

既設管径1,000㎜～1,500㎜　1　m　当り

| 名称・規格など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 土木一般世話役 | 1.0 | 人 | | | R0250 |
| トンネル特殊工 | 1.0 | 人 | | | R0190 |
| トンネル作業員 | 3.0 | 人 | | | R0200 |
| 普通作業員 | 2.0 | 人 | | | R0020 |
| ストリップフィーダー損料 | 1 | 日 | | | F2001 |
| 発動発電機運転（賃料）<br>ディーゼル　６０kVA<br>排出ガス対策型 | 1 | 日 | | | S9864　単第0-0007　表 |
| クレーン付トラック運転<br>ベーストラック４ｔ級・２．９ｔ吊 | 1 | 日 | | | S9057　単第0-0008　表 |
| 計（１日当り） | | | | | +00 |
| １m当り | | | | | +00<br>計／１日当り作業量 |
| ＊＊＊　単位当たり　＊＊＊ | 1 | m | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

# 施 工 単 価 表

発動発電機運転（賃料）　S9864　単第0-0007　表

ディーゼル　６０kVA　排出ガス対策型　1　日　当り

| 名　称　・　規　格　な　ど | 数　量 | 単　位 | 単　価 | 金　額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 軽油<br>小型ローリー（パトロール給油） | 68.0 | L | | | T0202<br>日当り軽油消費量 |
| 発動発電機　排出ガス対策型1次，2次(賃料)<br>ディーゼルエンジン駆動　６０ＫＶＡ | 1.00 | 供用日 | | | KR020005 |
| ＊＊＊　単位当たり　＊＊＊ | 1 | 日 | | | |
| A=9　ディーゼル　６０kVA<br>C=1　発動発電機賃料数量 | | | B=68　日当り燃料消費量<br>D=2　排出ガス対策型 | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

クレーン付トラック運転　S9057

# 施 工 単 価 表

単第0-0008　表

ベーストラック４ｔ級・２．９ｔ吊　1　日　当り

| 名称・規格など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 軽油<br>小型ローリー（パトロール給油） | 38.00 | L | | | T0202 |
| 特殊運転手 | 1.00 | 人 | | | R0140 |
| トラック<br>クレーン装置付<br>ベーストラック4t級吊能力2.9t | 1.00 | 供用日 | | | M0376 |
| 諸雑費 | 1 | 一式 | | | #91 |
| ＊＊＊　単位当たり　＊＊＊ | 1 | 日 | | | |
| A=4　ベーストラック４ｔ級・２．９ｔ吊<br>C=1　運転労務数量（人／日）<br>E=0　労務単価の夜間等割増率 | | | B=38　軽油消費量（L／日）<br>D=1　機械損料数量（供用日／日） | | |
| ［参考］豪雪割増ありの場合　損料表⑮欄 = ⑨欄 ＊（③欄 / ⑤欄）+（⑪欄 ＊ 1.1）<br>= 594 ＊（760 / 160）+（7,249.0）<br>損料表⑮欄 = 10,100 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

# 施 工 単 価 表

製管工　　VC230　　単第0-0009　表

既設管径1,000mm～1,500mm　　1　m　当り

| 名称・規格など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 土木一般世話役 | 1.0 | 人 | | | R0250 |
| トンネル特殊工 | 1.0 | 人 | | | R0190 |
| トンネル作業員 | 3.0 | 人 | | | R0200 |
| 普通作業員 | 2.0 | 人 | | | R0020 |
| 製管機損料 | 1 | 日 | | | F2002 |
| ストリップフィーダー損料 | 1 | 日 | | | F2001 |
| 空気圧縮機<br>可搬式・E駆動・スクリュ型(超低騒音)・排2<br>吐出量2.0m3/min圧力0.7MPa | 1 | 日 | | | M1120001 |
| 発動発電機運転（賃料）<br>ディーゼル　６０kVA<br>排出ガス対策型 | 1 | 日 | | | S9864　単第0-0007　表 |
| クレーン付トラック運転<br>ベーストラック４ｔ級・２．９ｔ吊 | 1 | 日 | | | S9057　単第0-0008　表 |
| 計（１日当り） | | | | | +00 |
| １m当り | | | | | +00<br>計／１日当り作業量 |
| ＊＊＊　単位当たり　＊＊＊ | 1 | m | | | |

# 施 工 単 価 表

端部緊張工　　VC250　　単第0-0010　表

既設管径800mm～2,000mm　　1　　箇所　　当り

| 名　称　・　規　格　な　ど | 数　　量 | 単　位 | 単　　価 | 金　　額 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| トンネル特殊工 | 0.2 | 人 | | | R0190 |
| トンネル作業員 | 0.4 | 人 | | | R0200 |
| 普通作業員 | 0.2 | 人 | | | R0020 |
| 緊張リング損料<br>購入価格×10% | 1 | 式 | | | W0001 |
| ＊＊＊　単位当たり　＊＊＊ | 1 | 箇所 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

# 施 工 単 価 表

充てん材注入工　　VB003　　単第0-0011　表

内径1,000㎜　　1　式　当り

| 名称・規格など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 充てん材注入工 | 452.3 | m | | | VC310　単第0-0012　表 |
| 充てん材ストッパー工<br>内径1,000㎜ | 10 | 箇所 | | | VC320　単第0-0017　表 |
| ＊＊＊　単位当たり　＊＊＊ | 1 | 一式 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

充てん材注入工　VC310

# 施 工 単 価 表

単第0-0012　表

1　m　当り

| 名称・規格など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 充填材１ | 2.66 | ｍ３ | | | VC311　単第0-0013　表 |
| 充填材２ | 1.54 | ｍ３ | | | VC312　単第0-0014　表 |
| 土木一般世話役 | 1.0 | 人 | | | R0250 |
| トンネル特殊工 | 1.0 | 人 | | | R0190 |
| トンネル作業員 | 2.0 | 人 | | | R0200 |
| 特殊作業員 | 2.0 | 人 | | | R0010 |
| 普通作業員 | 2.0 | 人 | | | R0020 |
| 充てん剤注入用プラント損料<br>高速ミキサー、アジテーター含む<br>注入ポンプ、給水ポンプ含む | 1 | 日 | | | F2003<br>1 |
| 注入ホース巻取機損料<br>3/4B×2本　巻取速度：0.5～26m/min 1.5kw | 1 | 日 | | | F2004<br>1 |
| ホース引込ウインチ損料<br>φ3～5ワイヤー　巻取速度：5～20m/min<br>0.75kw | 1 | 日 | | | F2005<br>1 |
| 注入ホース損料 | 50 | % | | | #01<br>先端混合ノズル共　1 |
| 発動発電機運転（賃料）<br>ディーゼル　６０kVA<br>排出ガス対策型 | 1 | 日 | | | S9864　単第0-0007　表 |

充てん材注入工　VC310

# 施 工 単 価 表

単第0-0012　表

1　m　当り

| 名称・規格など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 給水車運転工 | 1 | 日 | | | VC261　単第0-0015　表 |
| クレーン付トラック運転<br>ベーストラック４ｔ級・２．９ｔ吊 | 1 | 日 | | | S9057　単第0-0008　表 |
| ダンプトラック運転<br>オンロード・ディーゼル・４ｔ積級<br>岩石工損料割増　無し | 1 | 日 | | | S9050　単第0-0016　表 |
| 計（１日当り） | | | | | +00 |
| １m当り | | | | | +00<br>計／１日当り作業量 |
| ＊＊＊　単位当たり　＊＊＊ | 1 | m | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

充填材１　　VC311

# 施 工 単 価 表

単第0-0013　表

1　　ｍ３　　当り

| 名　称　・　規　格　な　ど | 数　　量 | 単　位 | 単　　価 | 金　　額 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| セメント（普通ポルトランド）<br>　２５ｋｇ袋入 | 0.9 | t | | | T0211 |
| 混和剤 | 4.5 | ｋｇ | | | W0001 |
| 硬化材 | 200.0 | ｋｇ | | | W0001 |
| 水 | 645.0 | ｋｇ | | | W0001 |
| ＊＊＊　単位当たり　＊＊＊ | 1 | ｍ３ | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

充填材２　　VC312

# 施 工 単 価 表

単第0-0014　表

1　　ｍ３　　当り

| 名　称　・　規　格　な　ど | 数　　量 | 単　位 | 単　　価 | 金　　額 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| セメント（普通ポルトランド）<br>２５ｋｇ袋入 | 1.2 | t | | | T0211 |
| 混和剤Ｃ | 6.0 | ｋｇ | | | W0001 |
| 添加材 | 10.0 | ｋｇ | | | W0001 |
| 水 | 612.0 | ｋｇ | | | W0001 |
| ＊＊＊　単位当たり　＊＊＊ | 1 | ｍ３ | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

給水車運転工　VC261

# 施 工 単 価 表

単第0-0015　表

1　日　当り

| 名称・規格など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 軽油<br>小型ローリー（パトロール給油） | 28.0 | L | | | T0202 |
| 一般運転手 | 1.0 | 人 | | | R0150 |
| 給水車損料 | 6.0 | 時間 | | | W0001 |
| ＊＊＊　単位当たり　＊＊＊ | 1 | 日 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

# 施 工 単 価 表

ダンプトラック運転　S9050　単第0-0016　表

オンロード・ディーゼル・４ｔ積級　岩石工損料割増　無し　1　日　当り

| 名称・規格など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 軽油<br>小型ローリー（パトロール給油） | 14.00 | L | | | T0202 |
| 一般運転手 | 0.50 | 人 | | | R0150 |
| ダンプトラック<br>オンロード・ディーゼル<br>4t積級 | 1.00 | 供用日 | | | M0352 |
| タイヤ損耗費<br>ダンプトラック４ｔ　良好 | 1.00 | 供用日 | | | K1019 |
| 諸雑費 | 1 | 一式 | | | #91 |
| ＊＊＊　単位当たり　＊＊＊ | 1 | 日 | | | |
| A=2　オンロード・ディーゼル・４ｔ積級<br>C=14　軽油消費量（L／日）<br>E=1　路面状況：良好 | | | B=0.5　運転労務数量（人／日）<br>D=1　機械損料数量（供用日／日）<br>F=1　岩石工損料割増　無し | | |
| G=0　労務単価の夜間等割増率 | | | | | |
| ［参考］豪雪割増ありの場合　損料表⑮欄 = ⑨欄 ＊（③欄 / ⑤欄）+（⑪欄 ＊ 1.1）<br>= 492 ＊（830 / 180）+（4,873.0）<br>損料表⑮欄 = 7,140 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

# 施 工 単 価 表

充てん材ストッパー工　VC320　単第0-0017　表

内径1,000㎜　1　箇所　当り

| 名称・規格など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 普通作業員 | 0.11 | 人 | | | R0020 |
| 急結モルタル工<br>配合１：２ | 0.003 | ｍ３ | | | VC321　単第0-0018　表 |
| ＊＊＊　単位当たり　＊＊＊ | 1 | 箇所 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

# 施 工 単 価 表

急結モルタル工　　VC321　　単第0-0018　表

配合１：２　　1　　ｍ３　　当り

| 名　称　・　規　格　な　ど | 数　　量 | 単　位 | 単　　価 | 金　　額 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 急結セメント | 620 | ｋｇ | | | W0001<br>１月P363 |
| 洗砂 | 0.48 | ｍ３ | | | W0001<br>１月P129 |
| 水 | 310 | ｋｇ | | | W0001 |
| 普通作業員 | 1.3 | 人 | | | R0020 |
| ＊＊＊　単位当たり　＊＊＊ | 1 | ｍ３ | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

管口仕上工　　VB004

# 施 工 単 価 表

単第0-0019　表

1　式　当り

| 名称・規格など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 管口仕上工（本管）<br>内径1,000mm | 10 | 箇所 | | | VC410　単第0-0020　表 |
| ＊＊＊　単位当たり　＊＊＊ | 1 | 一式 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

# 施 工 単 価 表

管口仕上工（本管）　VC410　単第0-0020　表

内径1,000㎜　1　箇所　当り

| 名称・規格など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| エポキシコーキング工<br>内径1,000㎜ | 1.7 | L | | | VC411　単第0-0021　表 |
| ＊＊＊　単位当たり　＊＊＊ | 1 | 箇所 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

# 施 工 単 価 表

エポキシコーキング工　　VC411　　単第0-0021　表

内径1,000mm　　1　L　当り

| 名称・規格など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| エポキシコーキング材 | 6.1 | L | | | W0001 |
| 特殊作業員 | 1.0 | 人 | | | R0010 |
| 計（5.6L当り） | | | | | +00 |
| １L当り | | | | | +00<br>計／5.6L |
| ＊＊＊　単位当たり　＊＊＊ | 1 | L | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

換気工　VB005

# 施 工 単 価 表

単第0-0022　表

1　式　当り

| 名称・規格など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 軸流ファン運転<br>軸流式・定風量50/60m3/min | 48 | 日 | | | S7248　単第0-0023　表 |
| ＊＊＊　単位当たり　＊＊＊ | 1 | 一式 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

軸流ファン運転　S7248

# 施 工 単 価 表

単第0-0023　表

軸流式・定風量50/60m3/min　1　日　当り

| 名称・規格など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 電力料 | 8.000 | 時間 | | | E0100 |
| 軸流ファン<br>軸流式・定風量型<br>風量50/60(50/60Hz)m3/min風圧0.3/0.4kPa | 1 | 日 | | | M2240 |
| 諸雑費 | 1 | 一式 | | | #91 |
| ＊＊＊　単位当たり　＊＊＊ | 1 | 日 | | | |
| A=1　軸流式・定風量50/60m3/min<br>C=8　運転日当り運転時間（ｈ） | | | B=1484　電力料金（円／100kWh） | | |
| 電力消費量（時間当り）= 0.800（kW）＊ 0.681（電力消費率）= 0.540（kWh）　有効数字２桁<br>電力料金 = 1,484 / 100 ＊ 0.540 = 8（円／時間） | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

# 施 工 単 価 表

本管止水工　　V1000　　単第0-0024　表

表面仕上げ無　　1　m　当り

| 名称・規格など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| Vカット工<br>深さ30㎜ | 1.0 | m | | | V1001　単第0-0025　表 |
| ＊＊＊　単位当たり　＊＊＊ | 1 | m | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

# 施 工 単 価 表

Ｖカット工　　V1001　　単第0-0025　表

深さ30㎜　　1　m　当り

| 名称・規格など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 止水セメント | 1.94 | ｋｇ | | | W0001 1 |
| 補修器材 | 5 | % | | | #01 1 |
| 土木一般世話役 | 1.0 | 人 | | | R0250 |
| はつり工 | 2.0 | 人 | | | F0100 |
| 左官 | 2.0 | 人 | | | R0350 |
| 普通作業員 | 1.0 | 人 | | | R0020 |
| 計（１日当り） | | | | | +00 |
| １ｍ当り | | | | | +00 計／１日当り作業量 |
| ＊＊＊　単位当たり　＊＊＊ | 1 | m | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

# 施 工 単 価 表

管口仕上工（取付管）　VC1010　単第0-0026　表

管径200mmまで　1　箇所　当り

| 名称・規格など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| エポキシコーキング材 | 2.0 | L | | | W0001 |
| 特殊作業員 | 3.0 | 人 | | | R0010<br>1 |
| 雑材料 | 10 | % | | | #01<br>穿孔機・工具等　1 |
| 1箇所当り | | 箇所 | | | +00 |
| ＊＊＊　単位当たり　＊＊＊ | 1 | 箇所 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

# 施 工 単 価 表

角落し設置　　V9000　　単第0-0027　表

松板　　1　　箇所　　当り

| 名　称　・　規　格　な　ど | 数　　量 | 単　位 | 単　　価 | 金　　額 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| ステンレス鋼板<br>6mm | 10.4 | ｋｇ | | | W0001<br>3月P47　1 |
| 松板<br>B1300*H600*t4.5 | 0.035 | ｍ３ | | | W0001<br>3月P154　1 |
| 雑材料 | 1 | % | | | #01<br>角落し・受枠加工費　1 |
| アンカーボルト設置 | 6 | 本 | | | S3454　単第0-0028　表 |
| ＊＊＊　単位当たり　＊＊＊ | 1 | 箇所 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

アンカーボルト設置　S3454

# 施 工 単 価 表

単第0-0028　表

1　本　当り

| 名称・規格など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 土木一般世話役 | 0.200 | 人 | | | R0250 |
| 特殊作業員 | 1.000 | 人 | | | R0010 |
| 普通作業員 | 1.000 | 人 | | | R0020 |
| 発動発電機運転<br>ガソリン　２kVA<br>普通型 | 1.000 | 日 | | | S9470　単第0-0029　表 |
| その他<br>電動ハンマドリル<br>穴あけ能力φ38mm | 1.000 | 日 | | | ME003 |
| 諸雑費 | 1 | 一式 | | | #91 |
| 小計（１日当り） | | 日 | | | +00 |
| １本当り | | 本 | | | +00<br>単価／１日当り作業量 |
| ＊＊＊　単位当たり　＊＊＊ | 1 | 本 | | | |
| １日当り作業量 = ４２（本／日） | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

# 施 工 単 価 表

発動発電機運転　　S9470　　単第0-0029　表

ガソリン　　２kVA　　普通型　　1　　日　　当り

| 名　称　・　規　格　な　ど | 数　　量 | 単　位 | 単　　価 | 金　　額 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| ガソリン<br>　レギュラー　スタンド | 8.40 | L | | | T0201<br>1.2*7 |
| 発動発電機<br>　ガソリンエンジン駆動<br>　定格容量2kVA | 1 | 日 | | | M2742 |
| 諸雑費 | 1 | 一式 | | | #91 |
| ＊＊＊　単位当たり　＊＊＊ | 1 | 日 | | | |
| A=22　　ガソリン　　２kVA<br>C=1　　普通型 | | | B=7　　運転日当り運転時間（T） | | |
| 燃料消費量（時間当り）= 2.700（kW）× 0.436（燃料消費率）= 1.200（L／時間）<br>損料表⑬欄 = 292 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

# 施 工 単 価 表

交通誘導員Ａ　V8004　単第0-0030　表

夜間勤務（20:00～5:00）　交替要員有り　1　人　当り

| 名称・規格など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 交通誘導警備員Ａ | 1.0 | 人 | | | R0368 |
| 交替要員有り | | | | | +00 |
| ＊＊＊　単位当たり　＊＊＊ | 1 | 人 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

# 施 工 単 価 表

交通誘導員Ｂ　V8003　単第0-0031　表

夜間勤務（20:00～5:00）　交替要員有り　1　人　当り

| 名称・規格など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 交通誘導警備員Ｂ | 1.0 | 人 | | | R0369 |
| 交替要員有り | | | | | +00 |
| ＊＊＊　単位当たり　＊＊＊ | 1 | 人 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

# 施 工 単 価 表

既設管洗浄工　VC260　単第0-0032　表

内径1,000mm　1　m　当り

| 名称・規格など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 土木一般世話役 | 1.0 | 人 | | | R0250 |
| トンネル特殊工 | 1.0 | 人 | | | R0190 |
| トンネル作業員 | 1.0 | 人 | | | R0200 |
| 普通作業員 | 1.0 | 人 | | | R0020 |
| 高圧洗浄機<br>工事用・モータ駆動<br>吐出量30.8L/min圧力7.8MPa | 1 | 日 | | | M1200271 |
| 発動発電機運転（賃料）<br>ディーゼル　６０kVA<br>排出ガス対策型 | 1 | 日 | | | S9864　単第0-0033　表 |
| 給水車運転工 | 1 | 日 | | | VC261　単第0-0034　表 |
| 計（１日当り） | | | | | +00 |
| １m当り | | | | | +00<br>計／管きょ延長 |
| ＊＊＊　単位当たり　＊＊＊ | 1 | m | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

# 施 工 単 価 表

発動発電機運転（賃料）　S9864　　単第0-0033　表

ディーゼル　６０kVA　排出ガス対策型　　1　日　当り

| 名称・規格など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 軽油<br>小型ローリー（パトロール給油） | 68.0 | L | | | T0202<br>日当り軽油消費量 |
| 発動発電機　排出ガス対策型1次，2次(賃料)<br>ディーゼルエンジン駆動　６０ＫＶＡ | 1.00 | 供用日 | | | KR020005 |
| ＊＊＊　単位当たり　＊＊＊ | 1 | 日 | | | |
| A=9　ディーゼル　６０kVA<br>C=1　発動発電機賃料数量 | | | B=68　日当り燃料消費量<br>D=2　排出ガス対策型 | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

給水車運転工　VC261

# 施 工 単 価 表

単第0-0034　表

1　日　当り

| 名称・規格など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 軽油<br>小型ローリー（パトロール給油） | 28.0 | L | | | T0202 |
| 一般運転手 | 1.0 | 人 | | | R0150 |
| 給水車損料 | 6.0 | 時間 | | | W0001 |
| ＊＊＊　単位当たり　＊＊＊ | 1 | 日 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

# 施 工 単 価 表

管内調査工　　VC810　　単第0-0035　表

管径800㎜～1,350㎜　　1　m　当り

| 名称・規格など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 調査技師<br>測量技師（外業） | 1.0 | 人 | | | R0930<br>1 |
| 調査助手<br>測量技師補（外業） | 1.0 | 人 | | | R0940<br>1 |
| 調査作業員<br>普通作業員（外業） | 3.0 | 人 | | | R0960<br>1 |
| ライトバン運転工<br>1.5L | 1.0 | 日 | | | V5003　単第0-0036　表 |
| 計（１日当り） | | | | | +00 |
| １m当り | | | | | +00<br>計／１日当り作業量 |
| ＊＊＊　単位当たり　＊＊＊ | 1 | m | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

ライトバン運転工　　V5003

# 施 工 単 価 表

単第0-0036　表

1.5L　　1　日　当り

| 名称・規格など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| ガソリン<br>レギュラー　スタンド | 7.9 | L | | | T0201 |
| ライトバン損料<br>１．５Ｌ　５６ＫＷ | 6 | 時間 | | | F0002<br>機械損料P356 |
| ＊＊＊　単位当たり　＊＊＊ | 1 | 日 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |